

○豊島区子ども・子育て支援法等の施行に関する規則

平成27年4月1日

規則第56号

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号（以下「法」という。））及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号（以下「府令」という。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）の施行に関し、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定、利用調整等に必要な事項を定めるものとする。

(令元規則14・一部改正)

(定義)

第1条の2 この規則における用語の意義は、法及び府令において使用する用語の例による。

(令5規則89・追加)

(教育・保育給付認定申請及び支給認定証の交付)

第2条 法第20条第1項に規定する子どものための教育・保育給付を受けるための認定申請は、別記第1号様式による子どものための教育・保育給付認定・変更申請書又は別記第4号様式による教育・保育給付認定申請書兼認可保育施設等入所申込書に、区長が別に定める必要書類を添えて行うものとする。

2 法第20条第4項に規定する支給認定証は、別記第2号様式による支給認定証によるものとする。

3 法第20条第5項の規定による通知は、別記第3号様式による教育・保育給付認定申請却下通知書によるものとする。

(令元規則14・令3規則62・一部改正)

(特定教育・保育施設等の利用申込等)

第3条 法第33条に規定する特定教育・保育施設及び法第45条に規定する特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）の教育・保育給付認定保護者からの利用申込みは、次に掲げる書類を区長に提出することにより行うものとする。

- (1) 教育・保育給付認定申請書兼認可保育施設等入所申込書（別記第4号様式）
 - (2) 家庭の状況（別記第5号様式）
 - (3) 支給認定証の写し
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類
- 2 特定教育・保育施設等を利用している教育・保育給付認定保護者は、区長に転園を申し出ができる。
- 3 前項の申出の取下げは、区長が定める第1項の利用申込みの締切日（以下「入園申込締切日」という。）までに行わなければならない。ただし、4月第1次選考（4月入園について最初に行われる児

童福祉法第24条第3項に規定する利用の調整をいう。以下同じ。)については、別に区長が定める2月入園の内定を連絡する日までとする。

(平30規則52・令元規則14・令3規則62・令4規則68・一部改正)

(特定教育・保育施設等の利用調整及び保育の実施の承諾)

第4条 前条の申込みによる各特定教育・保育施設等の利用について、児童福祉法第24条第3項に規定する利用の調整は、別表第1により該当する指数に別表第2の該当する指数を加えて、その指数の高い者から行うものとする。

- 2 前項に規定する指数が同一の場合においては、別表第3の規定による優先順位の高い者から利用の調整を行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、医療的ケアを必要とする児童の利用調整については、別に定めるところによる。
- 4 特定教育・保育施設等の利用が決定したときは、利用申込みを行った保護者に対し、別記第6号様式による事業所入所承諾書により通知するものとする。
- 5 豊島区以外の区市町村から豊島区内の特定教育・保育施設等における保育の利用に関する委託の協議を受けた場合には、第2項の利用の調整後に、保育の利用について承諾の適否を判断するものとする。ただし、委託の協議にかかる保護者及び児童が、利用希望月の前月までに豊島区内に転入する場合は、この限りではない。

(平28規則135・平30規則52・令元規則14・令4規則68・令5規則89・一部改正)

(保育の実施の不承諾)

第5条 第3条の申込みがあった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、保育の実施を承諾しない旨の決定を行うものとする。

- (1) 保育の実施事由がないとき。
 - (2) 保育の実施事由があるが、保育所等の欠員の状況その他やむを得ない事情により、保育の実施を承諾できないとき。
- 2 前項第1号に該当する旨の決定を行ったときは、別記第7号様式による事業所入所不承諾通知書により、前項第2号に該当する旨の決定を行ったときは、別記第8号様式による保留通知書により、当該利用申込みを行った者に対し通知するものとする。
 - 3 第1項第2号に掲げる事由に該当することにより同項の決定を行ったときは、当該利用申込みを受けた日から6か月の間、当該利用申込みの効力が継続してあるものとみなして取り扱うことができる。

(平30規則52・全改、令元規則14・一部改正)

(保育の実施の取消し又は解除)

第6条 保育の実施の承諾を受けた児童が入所開始までの間に次のいずれかに該当したときは当該入所承諾決定を取り消し、入所後に次のいずれかに該当したときは当該児童に対する保育の実施を解除す

ることができる。

- (1) 府令第1条の5各号に掲げる事由が消滅したとき又は府令第8条各号に掲げる支給認定の有効期間が終了したとき。
- (2) 保護者からの退所の申出があったとき。
- (3) 転居等により、区長の保育の実施の権限が消滅したとき。
- (4) 2か月連続して登園が確認できなかったとき。
- (5) 次条第1項に規定する保育の実施の停止の期間が経過し、なお通所できないとき。
- (6) 疾病その他の理由により、保育の実施が困難であると認められるとき。

2 前項の規定により入所承諾決定を取り消したときは別記第6号様式の2による事業所入所承諾取消通知書により、保育の実施を解除したときは当該保育の実施を解除された者に対し、別記第9号様式による事業所解除通知書により通知するものとする。

3 第1項の規定により入所承諾決定を取り消し、又は保育の実施を解除した場合の保育の実施の終了日は終了月の末日とする。

(平30規則52・全改、平31規則5・令元規則14・一部改正)

(保育の実施の停止)

第7条 保育所に入所中の児童が疾病等の理由のため、1か月以上通所することができなくなった場合は、保護者からの申出により、2か月を限度に当該児童に対する保育の実施を一時的に停止することができる。

- 2 保育の実施の停止を申し出る保護者は、別記第10号様式による保育停止願及び児童の診断書等を提出しなければならない。
- 3 保育の実施の停止をした場合は、保護者に対し、別記第11号様式による保育実施期間変更通知書により通知するものとする。
- 4 第1項の規定による保育の実施の停止期間の起算日は、月の初日に前項に規定する申し出があったときはその日、月の途中であるときは当該月の翌月の初日とする。
- 5 保育の実施の停止期間の終了日は月末とする。ただし、終了月（終了日の属する月をいう。以下この項において同じ。）半ばで停止の理由がなくなり再登園した場合は変更せず、終了月の前月の半ばで再登園した場合は終了月初日をもって停止解除する。

(平30規則52・全改、令元規則14・一部改正)

(教育・保育給付認定の事由)

第8条 府令第1条の5第1号に規定する市町村が定める時間は、48時間とする。

2 府令第1条の5第10号に規定する市町村が認める事由は、死亡、離別、行方不明又は拘禁の状況にあることとする。

(平30規則52・全改、平31規則5・令元規則14・一部改正)

(保育必要量の認定に係る就労時間の範囲)

第9条 府令第4条第1項本文に定める保育必要量の認定は、認定事由が就労である場合は、次の各号に掲げる1か月当たりの就労時間に応じて、当該各号に定める量とする。

(1) 1月における就労時間が120時間を超える場合又は1日の就労時間が8時間以上となるような就労を常態としている場合であって、次号の区分に該当することが適当でないと認められるとき 1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間を限度とする。）

(2) 1月における就労時間が48時間以上120時間以下の場合 1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間を限度とする。）

（平30規則52・全改）

(教育・保育給付認定の有効期間)

第10条 府令第8条第4号ロに定める期間は90日とする。

2 府令第8条第6号又は第12号の規定により市町村が定める期間は、次の各号に掲げる期間のうちいずれか短い期間とする。

(1) 教育・保育給付認定が効力を生じた日（以下この項において「効力発生日」という。）から小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間

(2) 効力発生日から小学校就学前子どもの保護者の育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）、裁判官の育児休業に関する法律（平成3年法律第111号）又は国会職員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第108号）に定める育児休業をいう。以下「育児休業」という。）の終了する日が属する月の末日までの期間

（平30規則52・全改、平31規則5・令元規則14・令5規則89・一部改正）

(教育・保育給付認定の変更の認定の申請)

第11条 府令第11条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式による子どものための教育・保育給付認定・変更申請書によるものとする。

（令元規則14・全改）

(教育・保育給付認定の取消しの通知)

第12条 府令第14条第1項の規定による通知は、別記第12号様式による教育・保育給付認定取消通知書によるものとする。

（令元規則14・追加）

(教育・保育給付認定の申請内容の変更の届出)

第13条 府令第15条第1項に規定する届書は、別記第13号様式による変更届によるものとする。

（令元規則14・追加）

(支給認定証の再交付の申請)

第14条 府令第16条第2項に規定する申請書は、別記第14号様式による支給認定証再交付申請書によるものとする。

(令元規則14・追加)

(施設等利用給付認定の申請)

第15条 法第30条の5第1項に規定する子育てのための施設等利用給付を受けるための認定申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を区長に提出することにより行うものとする。

- (1) 法第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子どもの保護者 別記第15号様式による子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
- (2) 法第30条の4第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの保護者 別記第16号様式による子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
- 2 法第30条の5第3項の規定による通知は、別記第17号様式による施設等利用給付認定通知書によるものとする。
- 3 法第30条の5第4項の規定による通知は、別記第18号様式による施設等利用給付認定申請却下通知書によるものとする。

(令元規則14・追加)

(施設等利用給付認定の変更の認定の申請)

第16条 府令第28条の8第1項に規定する申請書は、別記第15号様式及び別記第16号様式によるものとする。

(令元規則14・追加)

(施設等利用給付認定の取消しの通知)

第17条 府令第28条の11の規定による申請書は、別記第19号様式による施設等利用給付認定取消通知書によるものとする。

(令元規則14・追加)

(施設等利用給付認定の申請内容の変更の届出)

第18条 府令第28条の12第1項に規定する届書は、別記第13号様式によるものとする。

(令元規則14・追加、令2規則68・一部改正)

(特定教育・保育施設の確認)

第19条 特定教育・保育提供者は、特定教育・保育施設の確認を受けるときは、別記第20号様式による特定教育・保育施設確認申請書及び区長が別に定める添付書類を区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出に基づき、区長は、別記第21号様式による特定教育・保育施設確認証を特定教育・保育提供者に交付する。

(平30規則52・追加、令元規則14・旧第12条繰下・一部改正)

(特定教育・保育施設の確認の変更の申請)

第20条 府令第31条に規定する申請書は、別記第22号様式による特定教育・保育施設確認変更申請書とする。

(令元規則14・追加、令5規則2・一部改正)

(特定教育・保育施設の変更の届出等)

第21条 府令第33条第1項の規定による届出は、別記第22号様式の2による特定教育・保育施設確認事項変更届出書によるものとする。

2 府令第34条の規定による届出は、別記第22号様式の3による特定教育・保育施設利用定員減少届出書によるものとする。

(令元規則14・追加、令5規則2・一部改正)

(特定教育・保育施設の確認の辞退)

第22条 法第36条の規定による確認の辞退は、別記第23号様式による特定教育・保育施設確認辞退届出書によるものとする。

(令元規則14・追加)

(特定教育・保育施設の確認の取消し等)

第22条の2 区長は、法第40条第1項の規定に基づき、特定教育・保育施設に係る確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止したときは、別記第23号様式の2による特定教育・保育施設の確認の取消し等通知書により通知するものとする。

(令5規則2・追加、令5規則41・一部改正)

(特定教育・保育提供に係る費用の請求)

第23条 特定教育・保育施設の確認を受け、特定教育・保育の提供を行うときに係る費用の支払いを求めるときは、別記第24号様式による請求書を区長に提出するものとする。

(平30規則52・追加、令元規則14・旧第13条繰下・一部改正)

(施設型給付費及び地域型保育給付費の額)

第24条 施設型給付費の額は、法第27条第3項及び法第28条第2項に定める額とする。

2 地域型保育給付費の額は、法第29条第3項及び法第30条第2項に定める額とする。

(令元規則14・追加)

(特定地域型保育提供に係る費用の請求)

第25条 特定地域型保育事業者の確認を受け、地域型保育の提供を行うときに係る費用の支払いを求めるときは、別記第25号様式による請求書を区長に提出するものとする。

(平30規則52・追加、令元規則14・旧第14条繰下・一部改正)

(特定子ども・子育て支援施設等の確認の申請)

第26条 法第58条の2の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けようとする者は、

別記第26号様式による特定子ども・子育て支援施設等確認申請書及び区長が別に定める添付書類を区長に提出しなければならない。

(令元規則14・追加)

(特定子ども・子育て支援施設等の確認の変更の届出)

第27条 府令第53条の3第1項の規定による届出は、別記第27号様式による特定子ども・子育て支援施設等確認変更届によるものとする。

(令元規則14・追加)

(特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退)

第28条 法第58条の6第1項に規定する確認の辞退は、別記第28号様式による特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届によるものとする。

(令元規則14・追加、令2規則68・一部改正)

(特定子ども・子育て支援施設等の確認の取消し等)

第29条 区長は、法第58条の10第1項の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に係る確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止したときは、別記第29号様式による特定子ども・子育て支援施設等の確認の取消し等通知書により通知するものとする。

(令5規則41・追加)

(委任)

第30条 この規則の施行について必要な事項は、区長が別に定めるものとする。

(令元規則14・追加、令5規則41・旧第29条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年10月21日規則第83号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の豊島区子ども・子育て支援法等の施行に関する規則別表第1、別表第2及び別表第3の規定は、平成28年4月入園の利用調整から適用し、平成28年3月入園までの利用調整については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月28日規則第100号）

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

2 この規則による改正前の様式の用紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成28年3月31日規則第63号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月28日規則第135号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の豊島区子ども・子育て支援法等の施行に関する規則別表第2及び別表第3の規定は、平成29年4月入園の利用調整から適用し、平成29年3月入園までの利用調整については、なお従前の例による。

附 則（平成30年6月8日規則第52号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の豊島区子ども・子育て支援法等の施行に関する規則別表第1、第2及び別表第3の規定は、平成30年4月入園の利用調整から適用し、同年3月入園までの利用調整については、なお従前の例による。

附 則（平成31年2月25日規則第5号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の豊島区子ども・子育て支援法等の施行に関する規則別表第1、別表第2及び別表第3の規定は、平成31年4月入園の利用調整から適用し、平成31年3月までの利用調整については、なお従前の例による。

附 則（令和元年8月9日規則第14号）

- 1 この規則は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の豊島区子ども・子育て支援法等の施行に関する規則（以下「新規則」という。）第15条の規定による認定の手続及び新規則第26条の規定による確認の手續その他新規則の施行に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。
- 3 新規則別表第1、別表第2及び別表第3の規定は、令和2年4月入園の利用調整から適用し、令和2年3月までの利用調整については、なお従前の例による。

附 則（令和2年9月4日規則第68号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の豊島区子ども・子育て支援法等の施行に関する規則別表第1、別表第2及び別表第3の規定は、令和3年4月入園の利用調整から適用し、令和3年3月までの利用調整については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の様式の用紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和3年9月3日規則第62号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の豊島区子ども・子育て支援法等の施行に関する規則別表第1、別表第2及び別表第3の規定は、令和4年4月入園の利用調整から適用し、令和4年3月までの利用調整については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の様式の用紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年9月6日規則第68号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の豊島区子ども・子育て支援法等の施行に関する規則別表第1、別表第2及び別表第3の規定は、令和5年4月入園の利用調整から適用し、令和5年3月までの利用調整については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の様式の用紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和5年1月23日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月20日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年9月13日規則第89号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の豊島区子ども・子育て支援法等の施行に関する規則別表第1、別表第2及び別表第3の規定は、令和6年4月入園の利用調整から適用し、令和6年3月までの利用調整については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の様式の用紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和6年9月6日規則第69号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の豊島区子ども・子育て支援法等の施行に関する規則別表第1、別表第2及び別表第3の規定は、令和7年4月入園の利用調整から適用し、令和7年3月までの利用調整については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の様式の用紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1（第4条関係）

（令5規則89・全改、令6規則69・一部改正）

保育所入所基準指數表

番号	保護者の状況		入所承諾期間	指數
	類型	細目		

1	就労（自営含む。）	月20日以上	月160時間以上の就労を常態とする場合	必要な期間	20
			月120時間以上160時間未満の就労を常態とする場合		16
			月80時間以上120時間未満の就労を常態とする場合		15
			月16日以上		14
			月128時間以上の就労を常態とする場合		13
			月96時間以上128時間未満の就労を常態とする場合		12
			月64時間以上96時間未満の就労を常態とする場合		11
			月12日以上		10
			月96時間以上の就労を常態とする場合		9
			月72時間以上96時間未満の就労を常態とする場合		
			月48時間以上72時間未満の就労を常態とする場合		
2	両親不在	死亡・離別・行方不明・拘禁			20
3	出産	出産予定月とその前後の各2か月（最長5か月間）	5か月以内	14	
4	疾病	入院	1か月以上を要する場合	必要な期間	20
		自宅内	常時臥床している場合		20
			精神疾患の場合		20
			一般療養中の場合		16
5	心身障害	身体障害者手帳1級若しくは2級、愛の手帳1度から3度まで又は精神障害者保健福祉手帳1級から3級までのいずれかの交付を受けている場合			20
		身体障害者手帳3級又は愛の手帳4度の交付を受けている場合			17
		身体障害者手帳4級の交付を受けている場合			14
6	介護・看護	常時臥床者、常時見守りが必要な者又は重度心身障害者を自宅内で常時介護又は看護をしている場合			20
		入院・通院・通所等付き添い（月20日かつ80時間以上）を含む介護又は看護をしている場合			14
		入院・通院・通所等付き添い（月16日かつ64時間以上）を含む介護又は看護をしている場合			11
		入院・通院・通所等付き添い（月12日かつ48時間以上）を含む介護又は看護をしている場合			8
7	災害	火災等による家屋の損傷、その他の災害の復旧活動中である場合			20

		り保育が困難である場合																												
8	就学	<p>次に掲げる学校、職業訓練校等へ通学又は通所している場合は番号1（就学内定の場合は番号9）を準用し、さらに-1点とする。この場合において、「就労」とあるのは「就学」と読み替えるものとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づいて設置される職業訓練校</p> <p>(2) 国又は都道府県指定の就労に必要な資格取得のための専門学校又は養成施設等</p> <p>(3) 外国人が日常生活に必要な日本語を習得するための日本語学校</p> <p>(4) (2)に準ずると認められ、かつ、(2)で取得できる資格と同程度の資格取得のための専門学校等</p>	8～19（就学内定7～18）																											
9	特例（就労内定）	<table border="1"> <tr> <td>月 20</td> <td>月160時間以上の就労を常態とする場合</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>日以上</td> <td>月120時間以上160時間未満の就労を常態とする場合</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td></td> <td>月80時間以上120時間未満の就労を常態とする場合</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>月 16</td> <td>月128時間以上の就労を常態とする場合</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>日以上</td> <td>月96時間以上128時間未満の就労を常態とする場合</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td></td> <td>月64時間以上96時間未満の就労を常態とする場合</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>月 12</td> <td>月96時間以上の就労を常態とする場合</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>日以上</td> <td>月72時間以上96時間未満の就労を常態とする場合</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td></td> <td>月48時間以上72時間未満の就労を常態とする場合</td> <td>8</td> </tr> </table>	月 20	月160時間以上の就労を常態とする場合	19	日以上	月120時間以上160時間未満の就労を常態とする場合	15		月80時間以上120時間未満の就労を常態とする場合	14	月 16	月128時間以上の就労を常態とする場合	13	日以上	月96時間以上128時間未満の就労を常態とする場合	12		月64時間以上96時間未満の就労を常態とする場合	11	月 12	月96時間以上の就労を常態とする場合	10	日以上	月72時間以上96時間未満の就労を常態とする場合	9		月48時間以上72時間未満の就労を常態とする場合	8	
月 20	月160時間以上の就労を常態とする場合	19																												
日以上	月120時間以上160時間未満の就労を常態とする場合	15																												
	月80時間以上120時間未満の就労を常態とする場合	14																												
月 16	月128時間以上の就労を常態とする場合	13																												
日以上	月96時間以上128時間未満の就労を常態とする場合	12																												
	月64時間以上96時間未満の就労を常態とする場合	11																												
月 12	月96時間以上の就労を常態とする場合	10																												
日以上	月72時間以上96時間未満の就労を常態とする場合	9																												
	月48時間以上72時間未満の就労を常態とする場合	8																												
10	求職	求職又は起業の準備のため日中の外出を常態とする場合	3か月以内	6																										
11	DV・児童虐待	<table border="1"> <tr> <td>児童虐待のおそれがあると認められる場合（意見書等の公的機関の発行する資料がある場合）</td> <td>必要な期間</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>配偶者等の暴力により育児が困難と認められる場合（配偶者暴力相談支援センターの証明書がある場合）</td> <td>間</td> <td>20</td> </tr> </table>	児童虐待のおそれがあると認められる場合（意見書等の公的機関の発行する資料がある場合）	必要な期間	20	配偶者等の暴力により育児が困難と認められる場合（配偶者暴力相談支援センターの証明書がある場合）	間	20																						
児童虐待のおそれがあると認められる場合（意見書等の公的機関の発行する資料がある場合）	必要な期間	20																												
配偶者等の暴力により育児が困難と認められる場合（配偶者暴力相談支援センターの証明書がある場合）	間	20																												

備考

- (1) 「入園」「転園」ともに同一の指數表を使用する。
- (2) 指数は、保護者（父母）それぞれの状況に基づいて決定し、合算した指数を当該世帯の指数と

する。

- (3) 複数の細目に該当する場合は、最も高い指数の細目を適用する。ただし、類型「就労（自営含む。）」及び類型「出産」に該当する場合、出産期間（出産予定月及びその前後2か月の合わせて5か月間をいう。）は類型「出産」の指数を適用する。また、入園申込締切日において就労している場合で、かつ、産前休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）に定める休業）開始まで同程度の就労を継続し、保育園に入園する月の翌月1日までに産後休業（労働基準法に定める休業）その他これに準ずる休業及び育児休業その他これに準ずる休業より職場に復帰することが書面で確認できる場合並びに入園申込締切日において産前休業（労働基準法に定める休業）中であり、出産予定月後の原則2か月以内に復職することが確認できる場合は、類型「就労（自営含む。）」の指数を適用する。
- (4) 指数は、原則として入園月の申込締切日までに提出された申請書類を基にする。当該締切日以後に家庭状況の変更が見込まれるときは、それを考慮する場合がある。
- (5) 類型「就労」又は「特例（就労内定）」は、最低就労基準を満たす場合（月12日以上かつ月48時間以上の就労時間（休憩時間を含む。）等を常態とする場合である。
- (6) 育児休業その他これに準ずる休業からの復職による申込みで、雇用保険法第61条の4に規定する育児休業給付金その他これに準ずる手当金の受給資格がなく、労働基準法に定める産前休業の取得前の就労実績が6か月未満の場合は類型「特例（就労内定者）」の指数を適用する。
- (7) 申込日から入園月の末日までの転職については次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める指数を適用する。
ア 退職日の属する月の翌月の末日までに転職後の就労を開始した場合 転職前又は転職後の就労条件のうち、低い方の就労条件に基づく類型「就労」の指数
イ 退職日の属する月の翌々月の初日以降に転職後の就労を開始した場合 類型「求職」の指数（ただし、締切日時点で転職先の就労証明書の提出がある場合は、類型「特例（就労内定者）」の指数）
- (8) 提出書類に補正しがたい不備があるときは、類型「求職」の指数を適用し、又は減点する場合がある。
- (9) 類型「疾病」の指数について、療養期間及び保育が困難な状況を確認できない場合、類型「求職」の指数を適用する。
- (10) 類型「介護・看護」の指数における介護又は看護の対象となる者の範囲は、保護者の3親等以内の親族（内縁関係の者を含む。）とする。

別表第2（第4条関係）

（令5規則89・全改、令6規則69・一部改正）

調整指数（別表第1保育所入所基準指標表により決定した世帯の指標にこの表の該当する指標を加

算（定めがない限り重複可）する。）

項目番号	項目	調整指數
1	特別な支援を要する世帯の場合	10
2	ひとり親世帯及びこれに準ずる世帯の場合（入園申込みの場合に限る。）	8
3	生活保護法による被保護世帯の場合（入園申込みの場合であって、かつ、別表第1類型「就労」、「特例（就労内定）」又は「求職」を適用する場合に限る。）	8
4	保護者が入園希望月の初日の前6か月以内の解雇又は倒産により離職（自己都合の退職を除く。）し、緊急に生計費を得るために就労を要する世帯（別表第1類型「求職」に該当する場合に限る。）	5
5	保護者のいずれもが身体障害者手帳1級から4級まで、愛の手帳1度から4度まで又は精神障害者保健福祉手帳1級から3級までのいずれかの交付を受けている場合（入園申込みの場合に限る。）	3
6	保護者のいずれかの育児休業からの復職による入園申込みで、同保護者が育児休業給付金の受給資格があり、次の①から④までのいずれかに該当する場合。 ①入園月の申込締切日時点で、育児休業中の場合 ②入園月の申込締切日時点で、出生前かつ育児休業取得予定である場合 ③入園月の申込締切日時点で、産休中かつ育児休業取得予定である場合 ④締切日から入園予定月の前月の末日までの間に育児休業を取得することが就労証明書上で確認できる場合	1
7	保護者のいずれかが保育施設（認可保育所、地域型保育事業、認定こども園又は認可外保育施設）又は幼稚園において、入園希望月の申込締切日時点で保育士・保育教諭若しくは幼稚園教諭として勤務している、又は勤務する予定（入園希望月の末日までに勤務を開始する予定であることが就労証明書で確認できる場合に限る。）がある場合（入園申込みの場合に限る。）	1
8	認可保育施設間において転園を希望する場合（第18項目、第20項目及び第21項目に該当する場合を除く。）	-1
9	同一敷地内の建物（集合住宅を含む。）に居住する65歳未満の祖父母が別表第1類型「就労」、「出産」、「疾病」、「心身障害」、「介護・看	-4

	「保護」又は「就学」のいずれにも該当しない場合	
10	入園希望月の初日の前1年以内において、次の①から③までのいずれかに該当する場合（災害、疾病等やむを得ない事情によるものであって、当該事情を証明できる書類の提出がある場合を除く。） ①各月入園申込締切日の翌日以降に豊島区内の特定教育・保育施設等の入園申込みを取り下げた場合（4月第1次入園選考において、4月入園の申込日から当該申込日の属する年度の別に定める2月入園の内定を連絡する日までの間に取り下げた場合を除く。） ②入園の内定辞退をした場合 ③入園の内定を取り消された場合	-5
11	入園又は転園の申込締切日現在において、申込児及び申込児の兄弟姉妹（豊島区内の特定教育・保育施設等を現に利用し、又は過去に利用した者に限る。）に係る保育料の滞納がある世帯	-20
12	申込締切日時点で豊島区民である保護者から、希望する認可保育施設等に入園できない場合は育児休業の延長も許容できる旨の申出がある場合	-40
13	産前産後休業その他これに準ずる休業又は育児休業その他これに準ずる休業の取得により一時退園し、保護者の育児休業明けに再入園申込みの場合（出産予定月の前2か月から後3か月までの期間中に退園する場合に限る。）	6
14	入園を希望する児童本人が、身体障害者手帳1級若しくは2級、愛の手帳1度から3度まで又は精神障害者保健福祉手帳1級から3級までのいずれかの交付を受けている場合	13
15	入園を希望する児童本人が、身体障害者手帳3級若しくは4級若しくは愛の手帳4度のいずれかの交付を受けている場合又はこれらの手帳は所持していないが、主治医の意見書等により手帳を所持している者と同等と認められる場合	2
16	入園希望月時点で兄弟姉妹（卒園児等を除く。）が在籍している保育園の入園を希望する場合	2
17	兄弟姉妹（双子等を含む。）が同時に同一月の入園申込みをする場合（年齢上限のある認可保育施設の在籍終了年に在籍している児童の卒園時の転園申込みと同時に、兄弟姉妹の豊島区内の認可保育施設の入園申込みをする場合を含む。）ただし、一方が入園内定の辞退等をした場合は非該当となる。	1

18	<p>以下の各事由に当てはまる場合</p> <p>(1) 転園希望月時点で別々の園に在籍することが見込まれる兄弟姉妹が一方の在籍する園への転園を希望する場合</p> <p>(2) 転園希望月時点で別々の園に在籍することが見込まれる兄弟姉妹が同時に同一園へ転園を希望する場合。ただし、一方が入園内定の辞退等をした場合は非該当となる。</p> <p>(3) 遠距離で通園が困難なために転園を希望する場合（自宅から在籍施設までの距離が直線距離で1.2km以上ある場合に限る。）、又は豊島区外の認可保育施設に豊島区民として在籍しており、豊島区内の認可保育施設への転園を希望する場合</p> <p>(4) 在籍中の認可保育施設の開所時間よりも長い開所時間の認可保育施設への転園を希望する場合（延長保育用勤務証明書の提出がある場合に限る。）</p> <p>(5) 在籍する園の民営化、改築・改修等が、当該園の利用開始日以降に公表された場合であって、民営化、改築・改修等に伴う転園を希望する場合（改築・改修は、仮園舎を利用するため一時的な移転を伴う場合に限る。）</p> <p>(6) 申込締切日時点で年齢上限のある認可保育施設を利用して、年齢上限のない認可保育施設への転園を希望する場合</p> <p>(7) 申込締切日時点で居宅訪問型保育事業を利用している場合</p>	2 2 1 1 1 1 1
19	<p>入園申込児童について、次の区分に応じ、当該区分に定める期間において、認可外保育施設等（東京都認証保育所、企業主導型保育事業等）、社内託児所（地域型保育事業は除く。）、ベビーホテル、ベビーシッター（都道府県知事などに届出がある事業に限る。）、一時保育事業又はファミリーサポートを有料で月12日以上かつ月48時間以上利用して、父母共に最低就労基準を満たす場合。ただし当該児童が学校教育法に定める幼稚園若しくは認定こども園（1号）在籍中又は育児休業その他これに準ずる休業取得中の保護者がいる世帯については非該当とする。</p> <p>①4月第1次入園選考 4月第1次入園選考申込締切日時点から入園希望月の前月の末日まで</p> <p>②①以外の入園選考 入園希望月の初日の90日前から入園希望月の前月の末日まで</p>	1
20	年齢上限のある認可保育施設の在籍終了年に転園希望月の初日の3か月	5

	以上前から在籍し、他の認可保育施設への転園を希望する場合（地域型保育事業（家庭的保育施設、小規模保育施設及び事業所内保育施設）、年齢上限のある認可保育施設又は居宅訪問型保育事業の在籍終了年に在籍している場合に限る。）	
21	年齢上限のある認可保育施設又は豊島区臨時保育所の在籍終了年に豊島区民として在籍し、卒園時に転園申込みをする場合（卒園する月（3月）の翌月利用調整分（4月）のみの加点とする。）	30

備考

- (1) 第1項目中「特別な支援を要する世帯」とは、虐待等特別な配慮を要する世帯で、関係機関からの意見書があるものをいう。
- (2) 第2項目中「ひとり親世帯」とは、次の各号のいずれかに該当する者の属する世帯をいう。なお、第2項目と第20項目は重複加算しない。
- ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者がない者で現に児童を扶養している者
 - イ 児童福祉法第23条第1項の規定により母子生活支援施設に入所している者
 - ウ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定により裁判所より保護命令が命じられている者
 - エ 配偶者のいずれかが法令により引き続き1年以上拘禁されている者
 - オ 豊島区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年豊島区条例第46号）第5条の規定により医療証の交付を受けている者
 - カ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条の規定により認定を受けた者
- (3) 第2項目中「ひとり親に準ずる世帯」とは、離婚調停中かつ保護者の住民票が別になっている世帯又はその他区長が認めた世帯をいう。
- (4) 第6項目と第19項目は重複加算しない。
- (5) 第7項目について、保育士証又は幼稚園教諭免許状等の提出があり、かつ、就労証明書に保育士・保育教諭若しくは幼稚園教諭としての勤務実態があること又は入園希望月の末日までに勤務を開始する予定であることが記載されている場合のみ適用する。
- (6) 第8項目について、転園希望月の入園申込締切日以後に年齢上限のある認可保育施設又は居宅訪問型保育事業の利用を開始する場合その他区長が特に必要と認める場合は、当該指数は適用しない。
- (7) 第12項目について、育児休業取得対象保護者の育児休業期間が記載された就労証明書及び育児休業給付金支給通知等の写しが不備なく提出されている場合、かつ、希望する認可保育施設等に入園できない場合は育児休業の延長も許容できる旨の申出がある場合に適用する。なお、第12項

目に該当する場合、他の項目の重複加算及び別表第3の同一指数の場合の優先順位の適用はしない。

- (8) 第17項目について、年齢上限のある認可保育施設の在籍終了年に在籍している児童の卒園時の転園申込みと同時に、兄弟姉妹の豊島区内の認可保育施設の入園申込みをする場合は、入園申込みをする児童に当該項目を適用する。
- (9) 第17項目、第18項目、第20項目及び第21項目中「年齢上限のある認可保育施設」とは、小学校就学前まで在籍できない施設を指し、第18項目中「年齢上限のない認可保育施設」とは、小学校就学前まで在籍できる施設をいう。
- (10) 第18項目(1)について、同一の転園申込みにおいて、兄弟姉妹が在籍している園以外の園を含めて申込みをした場合、兄弟姉妹が在籍している園のみ加算する。なお、一方の兄弟姉妹が入園内定の状態では加算しない。また、兄弟姉妹が在籍している園以外の園については、第18項目(2)から(7)までの該当する項目を加算する。
- (11) 第18項目(2)について、申込書類に同一園に同時のみで転園を希望する記載がある場合のみ加算する。なお、一方の兄弟姉妹が入園内定の状態では加算しない。
- (12) 第18項目各号は重複加算しない。
- (13) 第18項目、第20項目及び第21項目は重複加算しない。
- (14) 第19項目について、当該期間に豊島区以外の認可保育施設に豊島区以外の住民として在籍している場合は該当するものとする。
- (15) 第19項目について、幼児教育・保育の無償化又は認証保育所保育料負担軽減補助要綱（平成23年5月27日子ども家庭部長決定）に基づく補助の対象となり、保育料が無料となる場合は該当するものとする。
- (16) 第21項目について、豊島区内の認可外保育施設が認可保育所に移行する場合であって、現に在籍する児童が当該移行後においても利用を継続するための申込みをする場合その他の区長が特に必要と認める場合についても該当するものとする。

別表第3（第4条関係）

（令5規則89・全改、令6規則69・一部改正）

同一指数の場合の優先順位（指數が同位となる場合は、次の各号の順に順位を決定する。）

順位	項目
1	豊島区民である（入園月の前月の末日までに豊島区に転入予定の場合を含む。）。
2	緊急性が非常に高く、特別な配慮が必要と認められる世帯（要保護世帯・要支援世帯若しくはひとり親世帯（準ずる世帯も含む。）又は保護者のいずれかが精神疾患者若しくは身体障害者手帳1級から4級まで、愛の手帳1度から4度まで、精神障害者保健福祉手帳1級から3級まで若しくは指定医療費（指定難病）受給者証のいずれか

	を所持している者である世帯等をいう。) である。
3	転園申込みより入園申込みの方を優先する（豊島区外の認可保育施設又は認定こども園（2号・3号認定）に在籍している場合、豊島区内の年齢上限のある認可保育施設の最終学年に在籍し、卒園時に転園の申込みをする場合及び待機児童対策の居宅訪問型保育事業を利用している場合は、入園申込みとみなす。）。
4	保護者が単身赴任中である（会社命令によるものとし、就労証明書に単身赴任の旨と始期と終期の記載が必要。就労証明書に記載があっても自営業や出張、自己都合の場合は該当しない。単身赴任後、3か月経過した場合のみ対象とする。）。
5	同一敷地内の建物（集合住宅を含む。）に居住する親族が、身体障害者手帳1級から4級まで、愛の手帳1度から4度まで又は精神障害者保健福祉手帳1級から3級までのいずれかの交付を受けている。
6	別表第2調整指標において、減算項目がない。
7	別表第2調整指標加算前の別表第1による基準指標が高い。
8	申込締切日時点で申込児童と1名以上の保護者が豊島区民であり、別表第2第19項目に該当する。
9	次の各号のいずれかに該当する場合（別表第2第20項目及び第21項目に該当する場合を除く。） <ol style="list-style-type: none"> (1) 別表第2第6項目又は第18項目(7)に該当する場合 (2) 豊島区外の認可保育施設に豊島区民として在籍している場合 (3) 申込締切日時点で申込児童と1名以上の保護者が豊島区民でなく、かつ、別表第2第19項目に該当する場合
10	申込締切日時点で、豊島区民で、かつ、同時に入園申込みをしている児童が多胎児である。ただし、兄弟姉妹の一方が入園内定の辞退等をした場合は非該当となる。
11	申込締切日時点で、豊島区民で、かつ、同時に入園申込みをしている児童が2名以上いる（年齢上限のある認可保育施設の在籍終了年に在籍している児童の転園申込みと同時に、兄弟姉妹の豊島区内の認可保育施設の入園申込みをする場合、入園申込みをする児童に適用する。）。ただし、兄弟の一方が入園内定の辞退等をした場合は非該当となる。
12	入園又は転園希望月時点で認可保育施設に在籍している児童及び入園申込みをしている児童以外の小学生以下の子ども（申込締切日時点で出生届が未届の子どもを除く。）と保護者が同居している世帯
13	別表第2第18項目(5)に該当する。

14	入園又は転園希望月の申込締切日時点での豊島区における住民登録期間が長い世帯 (保護者の継続する住民登録期間がいずれか長い方を採用)
15	保育料算定区民税額所得割額が少ない。

備考

- (1) 順位1における「豊島区民」とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の定めにより、豊島区に備えてある住民基本台帳に記録されている住民をいう。ただし、DV及びストーカー等の被害者については、この限りでない。
- (2) 順位2における「ひとり親世帯」とは、次のいずれかに該当する者の属する世帯をいう。
- ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
 - イ 児童福祉法第23条第1項の規定により母子生活支援施設に入所している者
 - ウ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項の規定により裁判所より保護命令が命じられている者
 - エ 配偶者のいずれかが法令により引き続き1年以上拘禁されている者
 - オ 豊島区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第5条の規定により医療証の交付を受けている者
 - カ 児童扶養手当法第6条の規定により認定を受けた者
- (3) 順位2における「ひとり親に準ずる世帯」とは、離婚調停中かつ保護者の住民票が別になっている世帯又はその他区長が認めた世帯をいう。
- (4) 順位5の対象となる親族の範囲は、保護者の3親等以内の者（内縁関係の者を含む。）とする。
- (5) 順位12における「同居」とは、住民基本台帳法第7条に規定する住民票の記載事項において、同一の住所に記載されている場合をいう。なお、小学生以下の子どもの保護者が入園申込みをしている児童の保護者と同一である場合のみ適用する。また、「保護者」とは法第6条第2項に規定する保護者をいう。
- (6) 順位14において、豊島区から転出後、再転入した場合や、住民票が消除となった場合は申込締切日時点で最新の住民登録日を基準日として採用し、通算は行わない。また、保護者のいずれかが不存在の場合、存在する保護者の住民登録期間を採用する。

様式 略